

1 目的

地方独立行政法人さんむ医療センターにおいて法令等に違反する行為等があった場合に、役職員等からの通報に基づく調査及び是正措置等を講ずる制度を創設し、当該行為を未然に防止又は早期に是正することで法人の適正な職務の遂行及び社会的信頼を確保します。

2 内部通報できる者

内部通報ができる者は、制度の趣旨から次に掲げる役職員及び法人の業務に従事する者に限られています。

- (1) 地方独立行政法人さんむ医療センター役職員（非常勤職員を含む。）
- (2) 派遣契約その他の契約に基づき地方独立行政法人さんむ医療センターの業務に従事する者
- (3) 地方独立行政法人さんむ医療センターと請負契約を締結する事業等の従事者
- (4) 通報対象行為のあった時点において、上記の職員等であった者（退職者）

実名による通報を原則とし、匿名の場合は事実を把握できる情報が必要となります。

なお、上記以外の者からの通報は、外部通報の扱いとなります。

3 内部通報対象となる行為

内部通報対象となるのは、地方独立行政法人さんむ医療センター役職員の法令等の違反その他の不正な行為が行われている場合、又はまさに行われようとしている場合です。

4 内部通報手続き

- (1) 内部通報者は、客観的事実に基づき、誠実に通報を行わなければなりません。
- (2) 内部通報者は、担当部署（人事課）と外部委託先（弁護士）への通報のどちらかを選択することができます。
- (3) 内部通報は、事実調査等で必要となることから、原則として実名で行わなければなりません。ただし、匿名による通報であっても、調査を行うに当たって必要な事実を把握できると認められる情報がある場合は、通報を受け付けます。（匿名での通報の場合は個人が特定できない状況で報告をする）
- (4) 担当部署への通報手段は、電話、電子メール、郵送、面談が用意されています。
- (5) 外部委託先へ通報手段は、電子メールや郵送が用意されていますが、メールや郵送の未読等を防ぐために、メールや郵送を送った時には送付したことを電話で伝えてください。

5 内部通報に係る留意事項

- (1) 役職員は、自らの人事上の処遇、給与、勤務時間その他の勤務条件に関わる事項については、通報することは出来ません。
- (2) 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正な目的で通報することは禁じられています。
- (3) 内部通報者は、通報後に行う事実調査に協力する義務が生じます。
- (4) 地方独立行政法人さんむ医療センターは、内部通報者に対し、通報をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いも行いません。また、内部通報者の秘密や個人情報は保護されます。

6 通報先（次のいずれかの窓口へ通報）

(1) 担当窓口

地方独立行政法人さんむ医療センター 事務部人事課

電話 0475-82-0837 電子メール tuuhou@sanmu-mc.jp 郵送 〒289-1326 千葉県山武市成東 250

(2) 外部委託窓口

せんのは法律事務所 弁護士 広山 相徳

電話 043-441-4400 電子メール hiroyama@sennoha.com

郵送 〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央 3 丁目 10 番 6 号 北野京葉ビル 4 階